

廃棄物保管場所等設置届・設置計画書  
および事業用廃棄物保管場所設置計画書  
の提出時期および作成要領

(事業用建築物)



令和元年度版  
練馬区

# 目 次

I	廃棄物保管場所等設置届・設置計画書および事業用保管場所設置計画書の提出時期および作成要領	
1	設置届・計画書等の提出の時期	1
2	設置届・計画書等の提出が必要となる場合	1
2	事前協議	1
4	設置届・計画書等提出の際の必要書類	2
5	書類作成の一般的手順	3
1	保管場所の面積算定方法	3
	事業用大規模建築物を建設する場合	3
2	保管場所の設置基準について	4
別表第2	施設用途別廃棄物排出基準	5
別表第8	粗大ごみ集積所面積基準	5
別表第1	大規模建築物の用途別、規模別廃棄物保管設備等の設置基準 および処理方法	5
表2	用途別床面積内訳書（事業用大規模建築物）《記入例》	6
別表第5	容器数と保管場所面積の算定（事業用大規模建築物）《記入例》	7
表3	用途別床面積内訳書（事業用建築物）《記入例》	8
別表第5の2	容器数と保管場所面積の算定（事業用建築物）《記入例》	9
別表第7	事業用資源の保管場所最低必要面積算出基準	10
図1	容器の配置例	11
図2	保管場所断面図・側面図	12
図3	事業用資源保管場所設置例	13
図4	保管場所面積の求め方	14
	念書（例）	15
II	廃棄物保管場所等および事業用資源保管場所の設置に関する条文抜粋	
	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（抄）	16
	練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（抄）	18
III	大規模建築物の保管場所等の設置基準抜粋	
		20
IV	清掃事務所管轄区域一覧表	
		裏表紙

店舗や事務所・会社など事業活動※に伴って発生した資源・ごみは自己処理が原則です。

※事業活動とは、営利を目的とするものだけでなく、教育・社会福祉事業、NPO法人などの非営利活動も含まれます。

# I 廃棄物保管場所等設置届・設置計画書および事業用保管場所設置計画書の提出時期および作成要領

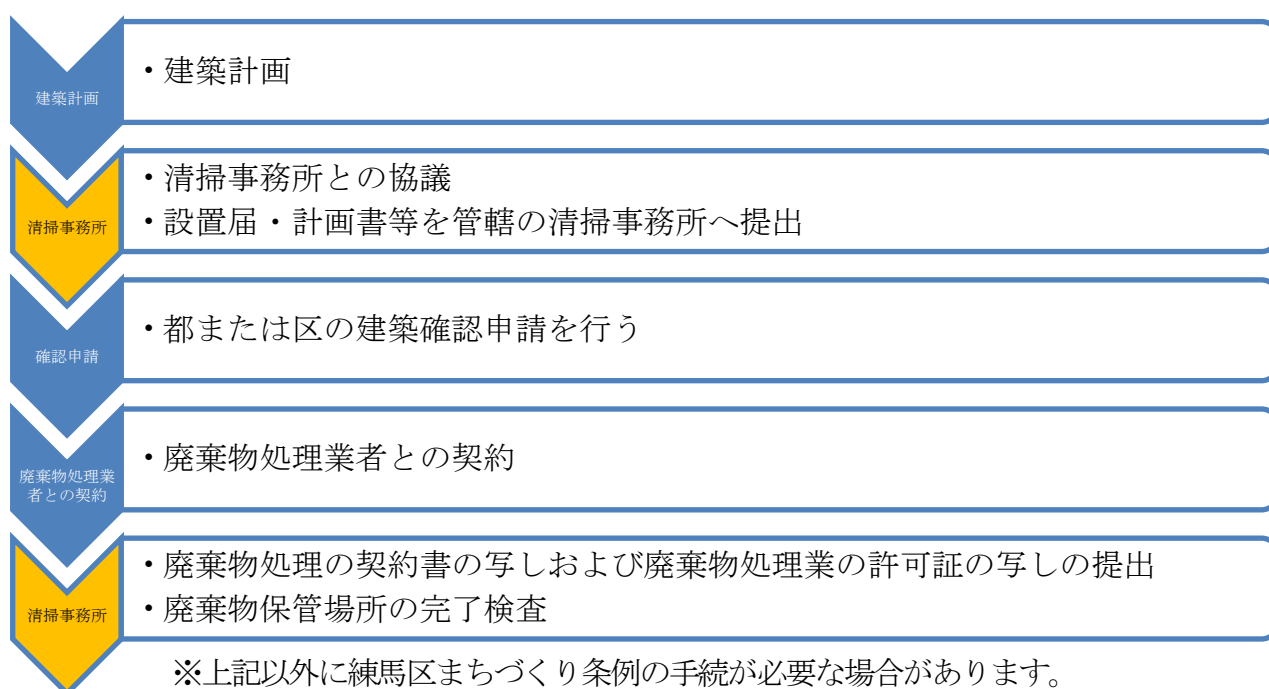
廃棄物保管場所等設置届・設置計画書（以下「設置届」）事業用保管場所設置計画書（以下「計画書」という。）の提出時期および提出書類の作成は、つぎの要領により、行ってください。

## 1 設置届・計画書等の提出の時期

設置届・計画書および添付書類は、建設しようとする建築物の計画段階、即ち都または区の建築確認申請を行う前に提出してください。

ただし、区の収集運搬業務の提供を受けない場合（事業系）等、用途にかかわらず設置届・計画書等を提出する前に、管轄の清掃事務所と十分協議してください。

つぎの設置届・計画書等提出までの流れを参考にしてください。



## 2 設置届・計画書等の提出が必要となる場合

### 1. 廃棄物保管場所の設置が必要となる場合

(1) 延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を建設しようとする場合

※ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第36条第1項第1号

(2) 開発区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の一団の土地で、事業の用に供する部分を含む建築物を建設しようとする場合

※ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第36条第11項

## 3 事前協議

設置届等を提出する前に、管轄の清掃事務所の担当者と十分協議してください。また、来所の際は廃棄物保管場所設置担当者と事前に日程や相談内容の調整をお願いします。

※事前協議を行わないと、設置届・計画書等の提出は出来ません。

## 4 設置届・計画書等提出の際の必要書類

つぎの書類を提出してください。

提出書類	正	副
廃棄物保管場所等設置届・設置計画書（2-1-（1））	1	1
事業用廃棄物保管場所設置計画書（2-1-（2））		

図面関係	部数
共通図面等	
建築物の用途別床面積内訳書、容器数の算定、保管場所面積の算定	2
建築物の設計概要（用途、規模、建築面積、延べ面積等がわかるもの）	2
建築物の案内図(地図の写しで可)、配置図	2
建築物の各階平面図	2
保管場所の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます。） および敷地内運搬車通過道路図	2
保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺 50 分の 1）	2
保管場所等の仕様および面積算定図	2
その他、保管場所等設置に関して必要と認める図面等	2

その他	部数
念書	2

## 5 提出書類作成の一般的手順

### 1 保管場所の面積算定方法

#### 大規模建築物（事業用途を含む）を建設する場合

(1) 当該建築物の規模を明確にしてください。

別表第2（P.5）を参照して「用途別床面積内訳書（事業系）」（P.6）を作成し、用途ごとの床面積等を明確にしてください。その際、廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分：階段等）と区別してください。

(2) 廃棄物の保管方法を決めてください。

別表第1「大規模建築物の用途別、規模別廃棄物保管場所設備等の設備基準および処理方法」（P.5）により、廃棄物の保管方法を決めてください。

① 容器による場合

- ・原則として600丸型ポリ容器を使用してください。
- ・角型容器は、使用状況によっては破損しやすいことを考慮する必要があります。

② ダストカートによる場合

- ・容量は、520ℓ（0.52 m<sup>3</sup>）とします。（可燃用）
- ・容量は、300ℓ（0.3 m<sup>3</sup>）とします。（不燃用）

③ 容器、ダストカート以外の場合

- ・廃棄物の排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとしてください。

(3) 別表第5「容器数・保管場所面積の算定（事業系）」（P.7）により、容器数を算定してください。

① 用途別に算定してください。

② 床面積は、(1)で算定した用途ごとの床面積の合計を記入してください。

③ 排出基準は、別表第2「施設用途別排出基準」（P.5）により算定してください。ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所の了承を得た上でそのデータを用いて算定することができます。

④ 廃棄物の割合は、清掃事務所の了承を得た上で、過去のデータを用いて算出してください。過去のデータがない場合は、可燃ごみ3：不燃ごみ1とします

⑤ 事業系廃棄物は原則として自己処理または一般（産業）廃棄物処理業者の収集になります。収集間隔は、契約による収集回数（形態）から算定して記入してください。

⑥ 保管容器の容量は、60ℓ容器=11.4kgを原則とします。

⑦ 種別ごとに出した容器の必要最低個数に予備率（1.4）を加算して必要個数を算出してください。

⑧ 容器および反転コンテナ以外による場合については、管轄の清掃事務所に問い合わせてください。

(4) 保管場所面積を算定してください。

① 廃棄物保管場所の面積は、別表第5「容器数・保管場所面積の算定（事業系）」（P.8）を使用して算定してください。洗浄排水設備、作業場所必要面積を加えて保管場所の面積とします。作業場所必要面積については、清掃事務所に問い合わせてください。

② 事業用資源保管場所の面積は、別表第6「事業用資源の最低必要面積算出基準」（P.10）により算定してください。

(5) 粗大ごみ集積所を別に設置してください。

- ① 別表第 8 (P.5)「粗大ごみ集積所面積基準」により、算出してください。
- ② 原則として、1 棟につき 1 箇所設置してください。
- ③ 通路など他の用途と共用することはできません。

#### (6) 事業用建築物 (500 m<sup>2</sup>以上の一団の土地) の補足事項

- ① 別表第 5 の収集間隔は可燃ごみ 2 日、不燃ごみは 6 日としてください。ただし、可燃ごみの収集間隔は、その事業の営業時間によって加算し、その営業時間が 24 時間の場合は 4 日、10 時間以上 24 時間未満の場合は 3 日としてください。
- ② 事業の用に供する部分は主とする用途で一括算定してください。

## 2 保管場所の設置について

### (1) 保管場所の配置例

P.11 から P.14 の配置例を参考にしてください。

### (2) 廃棄物保管場所の設置基準

「練馬区廃棄物保管場所等の設置基準」(P.20) 第 3 条によりますが、主なものはつぎのとおりです。

- ①他の用途と兼用でないこと。
- ②廃棄物の種類、排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ③原則として、建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。
- ④家庭廃棄物および事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- ⑤廃棄物の搬入、保管設備への投入もしくは運搬車への積込み、および清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- ⑥運搬車の通行に支障のない幅員および高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- ⑦ 出入口と通路の幅および高さは、つぎのとおりです。
  - ア 運搬車が横付けする場合の出入口と通路の幅および高さは、つぎのとおりとする。
    - (ア) 容器を保管設備とする場合は幅を 1.5m 以上、高さを 2.1m 以上とすること。
    - (イ) 容器以外のものを保管設備とする場合は、幅を 2.0m 以上、高さを 2.1m 以上とすること。
  - イ 運搬車が持ち出し場所から収集する場合出入口と通路の幅および高さは、つぎのとおりとする。
    - (ア) 容器を保管設備とする場合は幅を 1.0m 以上、高さを 2.0m 以上とすること。
    - (イ) 容器以外のものを保管設備とする場合は、幅を 1.5m 以上、高さを 2.0m 以上とすること。
  - ウ 運搬車が内部に進入する場合は、幅 3.5m 以上、高さ 3.5m 以上とすること。
- ⑧床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- ⑨換気および採光ができる構造とすること。
- ⑩廃棄物の散乱を防ぐため、囲いおよび扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさしおよび屋根等を設けること。
- ⑪清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備および排水口等の排水設備を設置すること。
- ⑫棚を設置する場合は 2 段とし、高さは棚下 80cm から棚上 100cm まで、奥行きは 60cm 程度とすること。

### 事業用大規模建築物の所有者の義務等

事業用大規模建築物 (事業の用に供する部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物) の所有者 (以下「所有者」という。) の方は、建築物が竣工したら、つぎのことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

①所有者は、常に保管場所およびその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。  
この場合において、所有者は利用者に協力を求め、指導を行うこと。

④所有者は、廃棄物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

③所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備を設置するとともに、適正に管理すること。

また、所有者の方は、条例に基づき廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」および「事業用大規模建築物における再利用計画書」を提出することになっておりますので、建築物竣工後速やかに提出するようお願いいたします。

別表第2 施設用途別排出基準

施設の用途	1日あたりの排出基準
事務所・事務室・保育施設	0.03 kg/m <sup>2</sup>
文化・娯楽施設	0.02 kg/m <sup>2</sup>
店舗（飲食）	0.15 kg/m <sup>2</sup>
店舗（コンビニエンスストア）	0.1 kg/m <sup>2</sup>
店舗（物販） デパート・スーパー	0.06 kg/m <sup>2</sup>
ホテル	0.04 kg/m <sup>2</sup>
老人ホーム	0.06 kg/m <sup>2</sup>
学校・幼稚園	0.02 kg/m <sup>2</sup>
病院・診療所	0.06 kg/m <sup>2</sup>
駐車場・倉庫	0.003 kg/m <sup>2</sup>
鉄道駅舎	0.003 kg/乗降客

別表第8 粗大ごみ集積所面積基準

建築物の延床面積	面積基準
～1,000 m <sup>2</sup>	2 m <sup>2</sup> 以上
～3,000 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup> 以上
～5,000 m <sup>2</sup>	4 m <sup>2</sup> 以上
～10,000 m <sup>2</sup>	5 m <sup>2</sup> 以上
10,000 m <sup>2</sup> 超	7 m <sup>2</sup> 以上

別表第1 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管場所設備等の設備基準および処理方法（抜粋）

規模等	廃棄物	廃棄物保管場所設備の種類					粗大ごみ 集積所	処理方法			備考
		容器	ダスト カート (大)	ダスト カート (小)	車両搭載 式コンテ ナ等	その他		区	自己 処理	許可 業者	
排出日量 1,000 kg 以上	一般 廃棄物		○	○	○	○	○		○	一廃	一廃： 一般廃棄物 処理業者
	産業 廃棄物		○	○	○	○			○	産廃	
排出日量 1,000 kg 未満	一般 廃棄物	○			○	○			○	一廃	産廃： 産業廃棄物 処理業者
	産業 廃棄物	○			○	○			○	産廃	

表2 用途別床面積内訳書（事業用大規模建築物）《記入例》

階	延床面積	店舗（飲食）		事務所		文化施設		倉庫		駐車場		算定除外
		戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	
1階	877.74	1	128.60	1	54.83	1	230.56	1	230.56	1	403.74	60.01
2階	906.64			1	31.73			1	332.90	1	501.96	40.05
3階	244.00			1	96.15			1	137.63			10.22
4階	887.76			5	671.69			1	184.96			31.11
5階	899.99			2	285.58	1	54.04	1	308.66			21.15
合計	3,816.13	1	128.60	10	1,139.98	2	284.60	5	1,194.71	2	905.7	162.54



別表第5 (第7条関係) 容器数・保管場所面積の算定 (事業用大規模建築物) 《記入例》

用途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃の割合×収集間隔÷容器容量÷0.19 kg=A	最低必要個数	予備率の加算	必要個数
店舗 (飲食)	可燃	[ 128.60 ] m <sup>2</sup> × [ 0.15 ] kg×0.6× [ 2 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 2.0 ①	可燃Aの ①+③+⑤+⑦+⑨ = 7 個  不燃Aの ③ +④+⑥+ ⑧+⑩ = 7 個	可燃Aの (①+③+⑤ ⑦+⑨) 1.4 = 9.7 個  不燃Aの (②+④+⑥+ ⑧+⑩) ×1.4 = 9.7 個	可燃
	不燃	[ 128.60 ] m <sup>2</sup> × [ 0.15 ] kg×0.2× [ 6 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 2.0 ②			
事務所	可燃	[ 1,139.98 ] m <sup>2</sup> × [ 0.03 ] kg×0.6× [ 2 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 3.6 ③			
	不燃	[ 1,139.88 ] m <sup>2</sup> × [ 0.03 ] kg×0.2× [ 6 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 3.6 ④			
文化施設	可燃	[ 284.60 ] m <sup>2</sup> × [ 0.02 ] kg×0.6× [ 2 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 0.6 ⑤			
	不燃	[ 284.60 ] m <sup>2</sup> × [ 0.02 ] kg×0.2× [ 6 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 0.6 ⑥			
倉庫	可燃	[ 1,194.71 ] m <sup>2</sup> × [ 0.003 ] kg×0.6× [ 2 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 0.4 ⑦			
	不燃	[ 1,194.71 ] m <sup>2</sup> × [ 0.003 ] kg×0.2× [ 6 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 0.4 ⑧			
駐車場	可燃	[ 905.7 ] m <sup>2</sup> × [ 0.003 ] kg×0.6× [ 2 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 0.3 ⑨			
	不燃	[ 905.7 ] m <sup>2</sup> × [ 0.003 ] kg×0.2× [ 6 ] 日÷ [ 60 ] l÷0.19 kg= 0.3 ⑩			
最低必要個数合計			可7個 不7個	必要個数合計	可9個 不9個

【廃棄物保管場所必要面積】

1 容器保管場所必要面積	容器の直径または縦 [ 0.55 ] m×容器の直径または横 [ 0.55 ] m×容器数 [ 10 ] 個÷段数 [ 2 ] 段= 1.51 m <sup>2</sup> 容器の直径または縦 [ 0.55 ] m×容器の直径または横 [ 0.55 ] m×容器数 [ 10 ] 個÷段数 [ 2 ] 段= 1.51 m <sup>2</sup>				
2 洗浄排水設備面積	1.0 m <sup>2</sup>	3 作業場所必要面積	7.5 m <sup>2</sup>	4 事業用資源保管場所必要面積	4.0 m <sup>2</sup>
5 合計 (1~4の合計)	15.52 m <sup>2</sup>	6 粗大ごみ保管場所必要面積	4.0 m <sup>2</sup>		

算定上の注意

- 1 計算は用途別を実施し、必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は、有効面積を記入する。
- 3 収集間隔は、実態により記入する。
- 4 容器(60l) 1個あたりの容量は原則として 11.4kg を基準とする。大きさは、丸型容器の場合は直径 0.55m、角型容器の場合は 0.55m×0.35m を基準とする。
- 5 用途が複数の場合、Aの①~⑩を合算して必要個数等を算出する。Aは小数点第2位を四捨五入する。「最低必要個数」はAを切り上げる。「必要個数」はBの小数点を切り捨てる。ただし、60l以上の容器を使用する場合は、「必要個数」を切り上げる。
- 6 予備率は40%を確保する。
- 7 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数とする。
- 8 棚を設置する場合で、容器数算定の個数が奇数の時は+1を加算して記入する。

表3 用途別床面積内訳書（事業用建築物）《記入例》

階	延床面積	コンビニ		ドラッグストア		病院		事務所		倉庫			
		戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積
1階	179.96	1	179.96										
合計	179.96		179.96										

用途	廃棄物等	床面積×排出基準×廃棄物等の割合×収集間隔÷容器容量÷0.19kg=A	最低必要数	予備率の加算	必要個数
コンビニ	可燃	[179.96] m <sup>2</sup> × [0.1] kg × 0.6 × [4] 日 ÷ [60] l ÷ 0.19kg = 3.8 ①	可燃 4 個	(① + ②) × 1.4 =B 7.96 個	7 個
	不燃	[179.96] m <sup>2</sup> × [0.1] kg × 0.2 × [6] 日 ÷ [60] l ÷ 0.19kg = 1.9 ②	不燃 2 個		

【廃棄物保管場所必要面積】

1 廃棄物容器保管必要面積	容器の直径または縦 [0.55] m × 容器の直径または横 [0.55] m × 容器数 [8] 個 ÷ 段数 [2] 段 = 1.21 m <sup>2</sup>				
2 洗浄排水設備面積	1 m <sup>2</sup>	3 作業場所必要面積	2.1 m <sup>2</sup>	4 事業用資源保管場所必要面積	1 m <sup>2</sup>
5 合計（1～4の合計）	5.31 m <sup>2</sup>		6 粗大ごみ集積所必要面積	2.0 m <sup>2</sup>	

6

用途	1日あたりの排出基準	可燃収集間隔（保管庫面積算定基準）			不燃収集間隔	事業用資源保管場所
		24時間営業	営業時間10時間以上～24時間未満	営業時間10時間未満		
コンビニ	0.1 kg/m <sup>2</sup>	4日	3日	2日	6日	1 m <sup>2</sup> 以上
飲食店	0.15 kg/m <sup>2</sup>					1 m <sup>2</sup> 以上
ドラッグストア	0.06kg/m <sup>2</sup>					2 m <sup>2</sup> 以上
学校・幼稚園	0.02kg/m <sup>2</sup>					1 m <sup>2</sup> 以上
事務所・保育施設	0.03kg/m <sup>2</sup>					1 m <sup>2</sup> 以上
病院・介護施設	0.06kg/m <sup>2</sup>					1 m <sup>2</sup> 以上
倉庫	0.003kg/m <sup>2</sup>					1 m <sup>2</sup> 以上

- 算定上の注意
- 1 計算は用途別を実施し、必要個数を算定する。
  - 2 基準要素の総計は、有効面積を記入する。
  - 3 収集間隔は、実態により記入する。
  - 4 容器（60l）1個あたりの容量は原則として11.4kgを基準とする。大きさは、丸型容器の場合は直径0.55m、角型容器の場合は0.55m×0.35mを基準とする。
  - 5 Aは小数点第2位を四捨五入する。「最低必要個数」はAを切り上げる。「必要個数」はBの小数点を切り捨てる。予備率は40%を確保する。
  - 6 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数とする。
  - 7 当該建築物のうち、事業の用に供する部分は主たる用途で一括算定する。

別表第6 (第7条関係)

## 事業用資源の最低必要面積算出基準

対象延床面積 用途	1,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	50,000 m <sup>2</sup> 以上 100,000 m <sup>2</sup> 未満	100,000 m <sup>2</sup> 以上
事務所	1 m <sup>2</sup> 以上	3 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	16 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m <sup>2</sup> 以上
飲食店						
学校						
病院・診療所						
店舗	1 m <sup>2</sup> 以上	3 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上		40 m <sup>2</sup> 以上
ホテル						
文化・娯楽施設 等	1 m <sup>2</sup> 以上	2 m <sup>2</sup> 以上	3 m <sup>2</sup> 以上	3 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	11 m <sup>2</sup> + $\frac{(\text{延床面積}-50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m <sup>2</sup> 以上

## 算定上の注意

- 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
- 2 対象延床面積は、共用部分を除くこと。
- 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 4 対象延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の複合建築物の最低必要面積は 1 m<sup>2</sup>以上とする。
- 5 対象延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満の複合建築物の最低必要面積は 3 m<sup>2</sup>以上とする。
- 6 対象延床面積が 10,000 m<sup>2</sup>未満の複合建築物の最低必要面積は 4 m<sup>2</sup>以上とする。
- 7 対象延床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。ただし合計面積が 4 m<sup>2</sup>未満となった場合の最低必要面積は、4 m<sup>2</sup>以上とする。
- 8 算出にあたっては、小数点第 2 位を四捨五入すること。
- 9 1,000 m<sup>2</sup>未満のドラッグストアは最低必要面積を 2 m<sup>2</sup>以上とする。

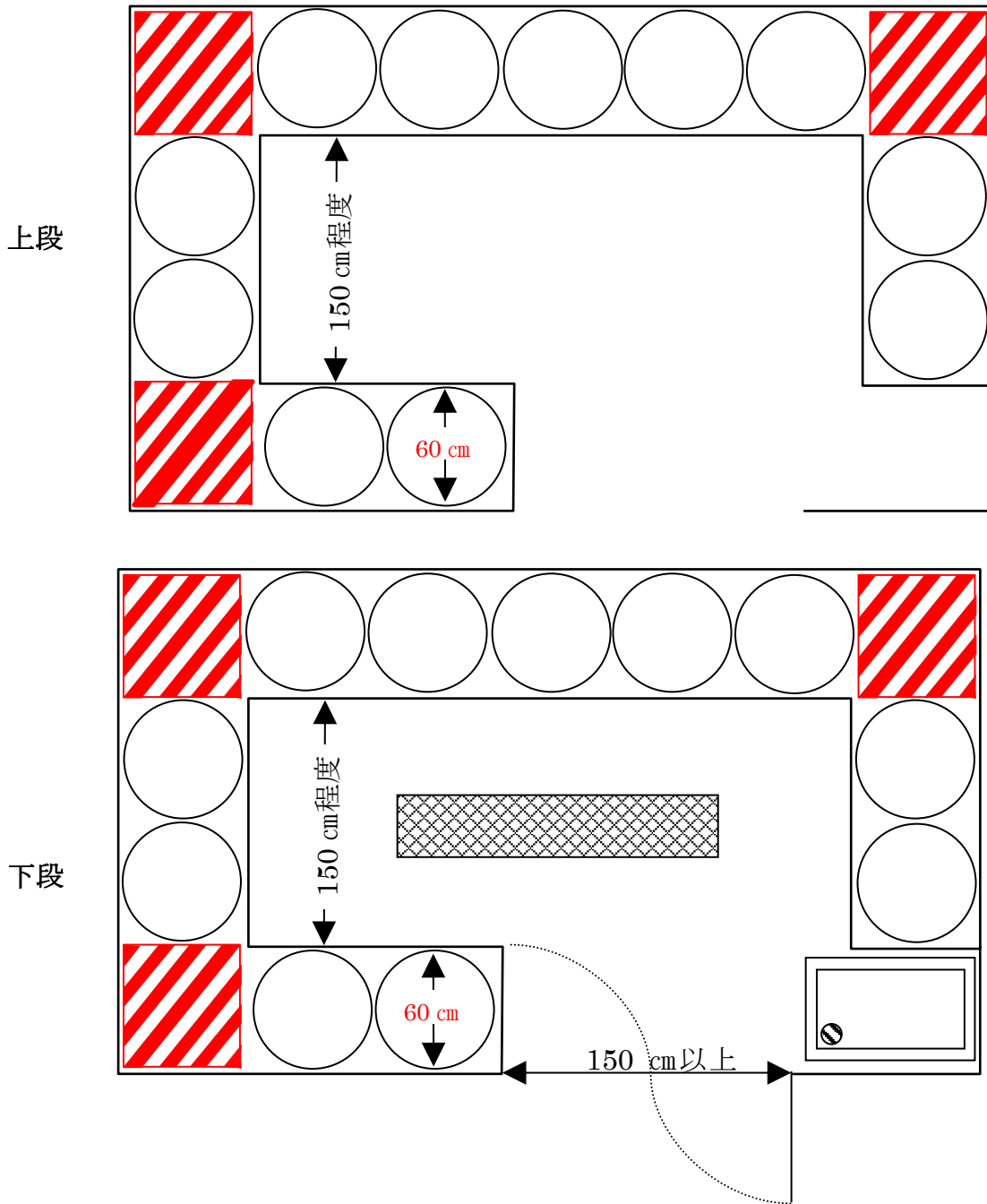
図1 容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にする。

丸型ポリ容器（60ℓ）……直径55cm

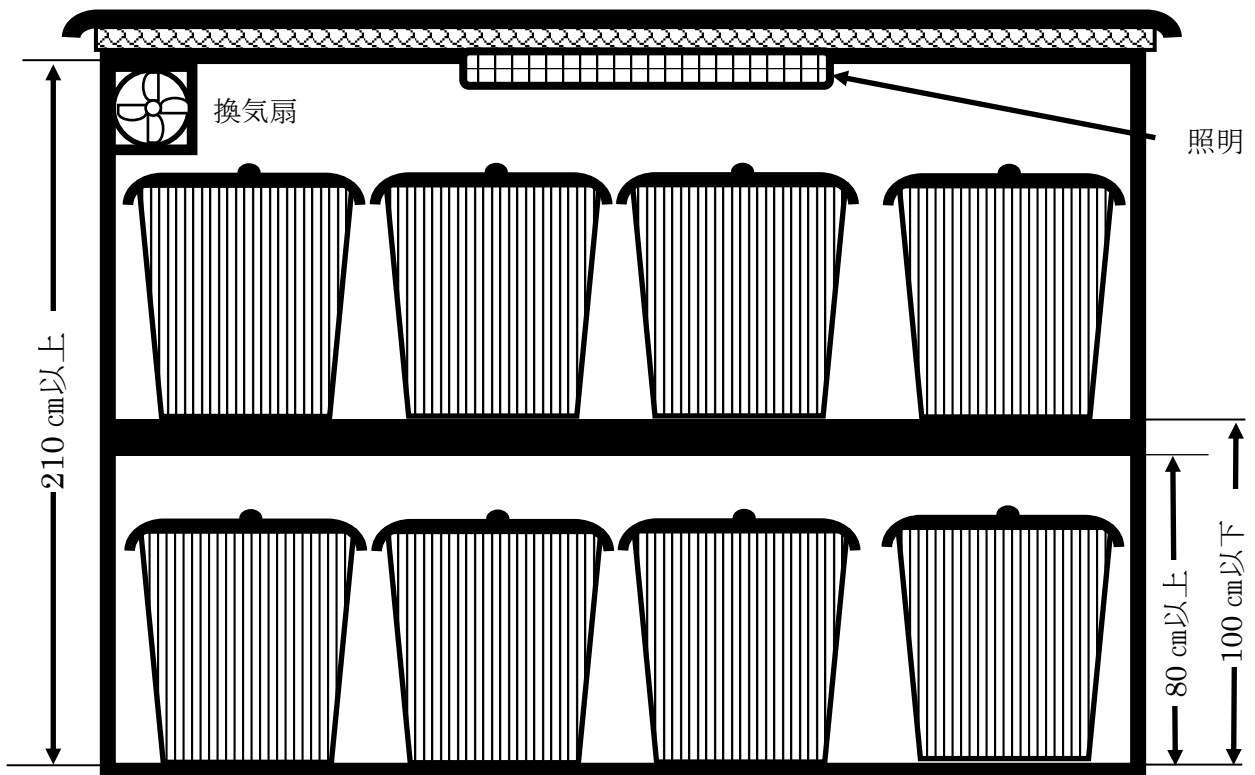
角型ポリ容器（60ℓ）……35cm × 55cm × 60cm  
(一辺) × (一辺) × (高さ)

容器の寸法は平均的なため規格はメーカーによって異なります。  
上記より小さい場合はカタログを添付すること。



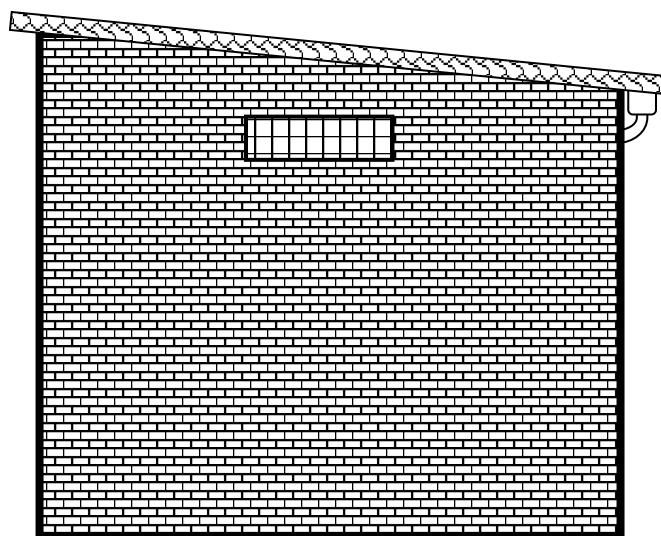
※棚利用の場合、赤斜線部分（デッドスペース）は使用できません。

図2 断面図



- 1 原則として、一段構造が良い。
- 2 二段構造の場合、棚の高さは棚下 80 cm から棚上 100 cm までであること。
- 3 天井の高さは、210 cm 以上確保すること。
- 4 照明は、倉庫と同じような明るさとする。

側面図



- 1 屋根は必ず設置すること。
- 2 換気口（扇）を設置すること。

図3 事業用資源保管場所設置例

3,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満の事務所ビルの場合、最低 4 m<sup>2</sup>（有効面積）の事業用資源保管場所が必要です。

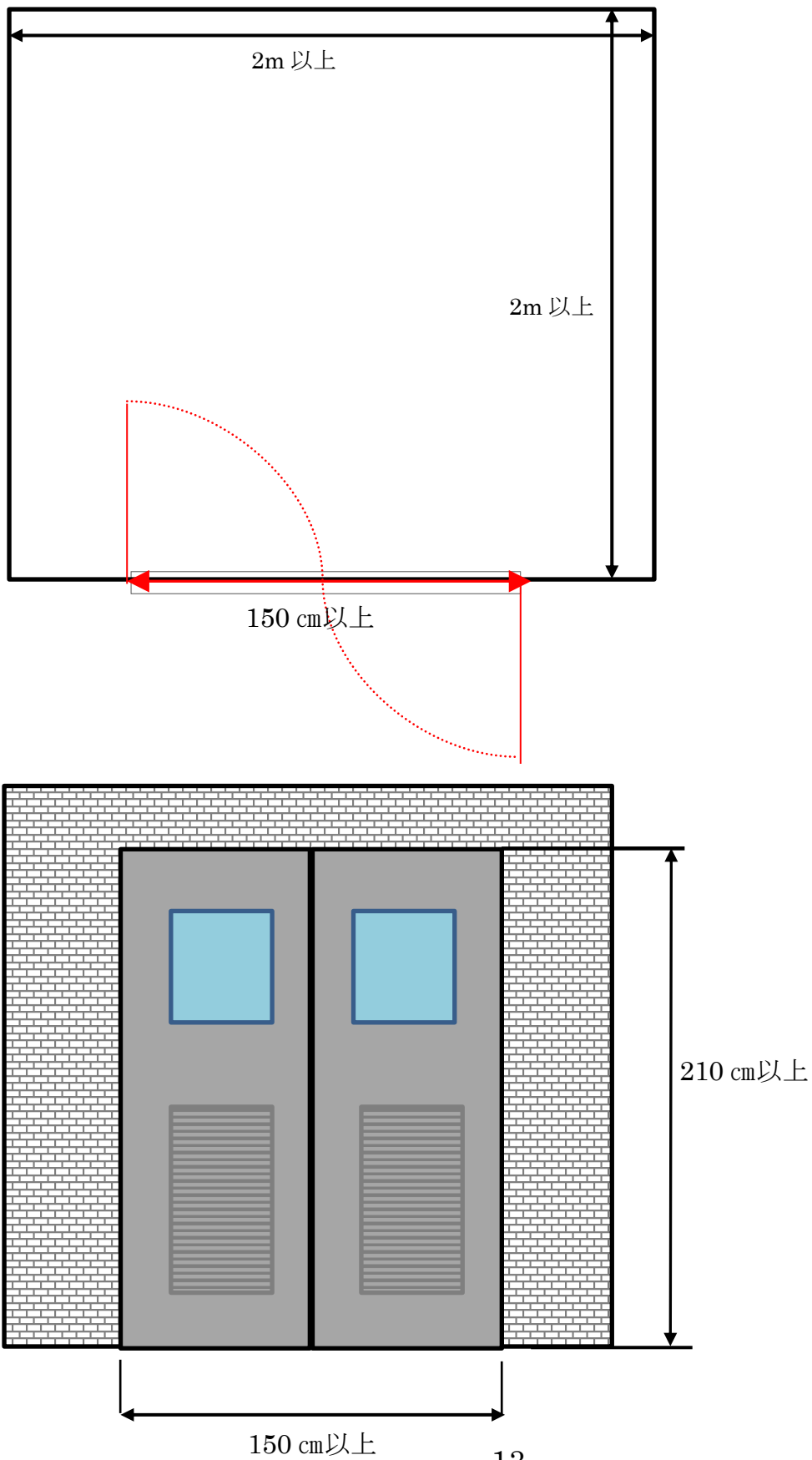
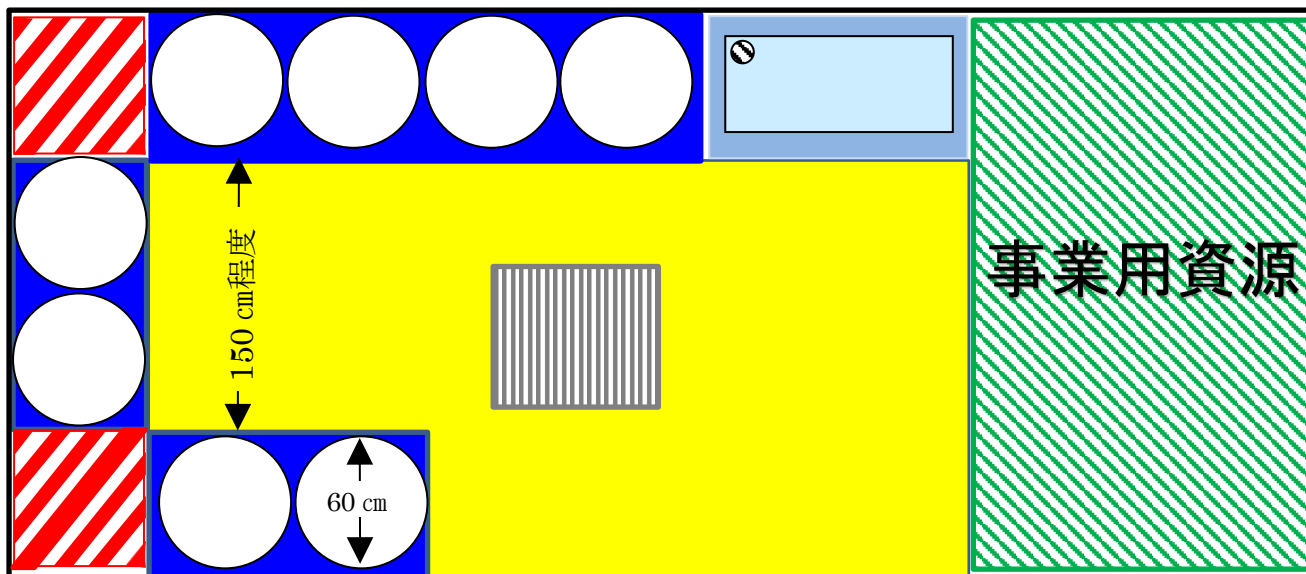


図 4



### 保管場所面積の求め方

- ① 棚の有無に関わらず容器置場については青い部分の面積を求めること。
- ② 洗浄設備については水色の部分の面積を求めること。
- ③ 作業場所面積については黄色い部分の面積を求めること。  
通路を含めた面積なので通路幅の確保に加え 3 m<sup>2</sup>以上の作業場所を確保すること。
- ④ 事業用資源置場は緑斜線部分を求めること。

★赤い斜線部分（デッドスペース）は保管場所の面積に加えないこと。

※容器数・保管場所面積の算定で求めた面積より実際の面積が①から④までそれぞれ大きくなければ基準を満たしているとは言えません。



## 念 書 (記入例)

私は、《住所また地番》に建設します建築物《名称》の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

### 記

- 1 当建築物（施設）から排出される廃棄物（施設利用者等が持ち込んだ物も含む）については、すべて業者による収集とします。また、委託業者が決まっていないので、後日契約締結次第、契約書の写しおよび業者の許可証の写しを提出いたします。また、保管容器数算定に記載の収集間隔（必要回数）については、別添契約書に記載の委託業者が、責任をもって収集いたします。
- 2 ごみの保管は、委託業者の収集形態に沿った分別をおこなうとともに、適正に排出します。
- 3 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、練馬区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数だけのごみ容器を増やします。また、容器等に破損が生じた場合は速やかに、オーナーまたは管理者にて補修または購入します。
- 4 再利用および廃棄物保管場所、ごみ容器等を常に清潔に保つため、その管理を管理組合または管理会社に委託します。
- 5 近隣住民等の間で苦情や問題が生じた場合は、責任をもって解決する事を約束いたします。
- 6 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を遵守するとともに、ごみの減量およびリサイクルの推進に努めます。
- 7 建築物を分譲、または管理を業者委託した後も上記の項目に係る件については、責任を持って解決することをお約束いたします。
- 8 ※その他、協議による特記事項等を記入してください。

以上

練馬区長 ○○ ○○ 様

令和○○年○○月○○日

[ 施主住所 ] ○○ ○○

[ 施主氏名 ] ○○ ○○ 印

※ その他、上記の件に該当しない場合は、別途清掃事務所と必ず協議してください。

## Ⅱ 廃棄物保管場所等および事業用資源 保管場所の設置に関する条文抜粋

平成11年12月練馬区条例第56号

### 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（抄）

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第27条 事業者は、その建物または敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

（改善命令等）

第31条 区長は、事業者が第27条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

（大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置等）

第36条 つぎに掲げる建築物（以下「大規模建築物等」という。）を建設しようとする者（以下「大規模建築物等の建設者」という。）は、当該大規模建築物等またはその敷地内に一般廃棄物の保管場所および保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、大規模建築物等の建設者は、当該保管場所等について、あらかじめ、区長に協議の上、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(1) 延べ面積1,000平方メートル以上の建築物

(2) 練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第2条第7号に規定するワンルーム形式の集合住宅

(3) 練馬区まちづくり条例第2条第7号の2に規定する寄宿舍（同条例別表第4に規定する小規模寄宿舍（以下「小規模寄宿舍」という。）を除く。）

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、大規模建築物等の建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該大規模建築物等の建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 大規模建築物等の占有者は、当該大規模建築物等から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

5 大規模建築物等の所有者は、一般廃棄物の保管場所を他の用途に使用してはならない。

6 大規模建築物等の所有者は、一般廃棄物の排出に支障がないよう、保管場所等を適正に管理しなければならない。

7 大規模建築物等の所有者は、大規模建築物等の利用形態の変更等により保管場所等が第2項に規定する基準に適合しなくなるときは、あらかじめ区長に届出をし、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じなければならない。

8～10 省略

11 規則で定める規模の土地において、事業の用に供する部分を含む建築物（大規模建築物等を除く。）を建設しようとする者（以下「事業用建築物の建設者」という。）は、当該建築物またはその敷地内に保管場所等を設置しなければならない。この場合において、事業用建築物の建設者は、当該保管

場所等について、あらかじめ、区長に協議の上、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第 37 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量および適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(改善勧告)

第 38 条 区長は、大規模建築物等の所有者が第 36 条第 5 項から第 7 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、または事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該大規模建築物等の所有者または当該事業用大規模建築物の所有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第 39 条 区長は、前条の勧告を受けた大規模建築物等の所有者または事業用大規模建築物の所有者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第 40 条 区長は、大規模建築物等（事業用大規模建築物に限る。以下この条において同じ。）の所有者または事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 38 条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該大規模建築物等または当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集もしくは運搬を拒否し、または区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第 66 条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 4 項の規定による命令に違反した者
- (2) 第 20 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者
- (3) 第 28 条（第 35 条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (4) 第 31 条（第 35 条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (5) 第 36 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 68 条 第 36 条第 1 項の規定による届出をしなかった者は、30,000 円以下の罰金または科料に処する。

第 69 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（抄）

（廃棄物を収納する容器等の基準）

第 7 条 条例第 20 条第 2 項に規定する家庭廃棄物または条例第 22 条に規定する事業系一般廃棄物もしくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物（以下この項において「廃棄物」という。）を収納する容器の基準は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 容量が 90 リットル以下であること。
- (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
- (3) 廃棄物の収納ならびに容器の移動および設置の際に安定性のあること。
- (4) ふたにより密閉でき、および容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、および耐久性を有するものであること。
- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第 12 条 条例第 27 条第 2 項の規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下へ浸透し、悪臭が発散し、ならびに雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、または進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器または保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。（大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置等）

第 21 条 条例第 36 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）または同法第 6 条の 2 第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請（以下「建築確認の申請」という。）の前に、一般廃棄物の保管場所および保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、廃棄物保管場所等設置届・設置計画書（第 3 号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 条例第 36 条第 2 項の規則で定める基準は、第 12 条各号に掲げる基準を準用するほか、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、およびその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、または破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入および運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。

3 条例第 36 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由および内容を記載した書面により行うものとする。

4 条例第 36 条第 7 項の規定による届出をしようとする者は、第 2 項に規定する基準に適合しない状態が発生する前に区長に協議の上、廃棄物保管場所等変更届・変更計画書（第 3 号様式の 2）に区

長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

5～7 省略

8 条例第 36 条第 9 項および第 11 項の規則で定める規模の土地とは、まちづくり条例第 2 条第 4 号に規定する開発区域の面積が 5 0 0 平方メートル以上の一団の土地とする。

9～10 省略

11 条例第 36 条第 11 項の規定による届出をしようとする者は、建築確認の申請の前に、保管場所等の設置について計画し、事業用保管場所設置計画書（第 3 号様式の 5）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（事業用大規模建築物）

第 22 条 条例第 37 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物とする。

（改善勧告）

第 27 条 条例第 38 条の勧告は、その勧告の理由および内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第 28 条 条例第 39 条第 1 項の規定による公表の内容は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 条例第 36 条第 1 項に規定する大規模建築物等（以下「大規模建築物等」という。）または事業用大規模建築物の名称および所在地
- (2) 大規模建築物等の所有者または事業用大規模建築物の所有者の氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）。ただし、大規模建築物等に管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。）がある場合は、管理組合の名称とする。

(3) 公表の理由

- (3) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第 39 条第 1 項の規定による公表は、練馬区公告式条例別表に定める掲示場への掲示、練馬区のホームページへの掲載その他区長が定める方法により行うものとする。

（収集拒否等）

第 29 条 区長は、条例第 40 条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集もしくは運搬を拒否し、または区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、大規模建築物等（事業用大規模建築物に限る。）の所有者または事業用大規模建築物の所有者に対し、その処分の理由および内容を記載した書面により通知するものとする。

### Ⅲ 大規模建築物等の保管場所等の設置基準

#### 練馬区廃棄物保管場所等および小規模寄宿舍集積場所の設置基準

(趣旨)

第1条 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成12年3月練馬区規則第39号。以下「規則」という。）第21条各項の規定に基づき、廃棄物保管場所、保管設備および小規模寄宿舍の集積場所の設置基準を定める。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、つぎのとおりとする。

(1) 廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）および粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。（廃棄物保管場所の設置基準等）

第3条 廃棄物保管場所の設置基準等は、つぎのとおりとする。

(1) 設置の基準

ア 他の用途と兼用でないこと。

イ 廃棄物の種類、排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。

ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

エ 家庭廃棄物および事業系廃棄物が、各別に保管できること。

オ 清掃車が敷地内に進入し保管庫の前に横付けし保管庫から収集する若しくは保管庫内に清掃車が侵入し収集するには以下の基準をすべて満たすこと。

(ア) 廃棄物の搬入、保管設備への投入もしくは廃棄物収集運搬車両（以下「運搬車」という。）への積込み、および清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

(イ) 敷地内に運搬車が駐車できるスペース（ゼブラゾーン、幅3.5メートル×長さ7メートル×高さ3.5メートル程度）を設けること。

(ウ) 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内で、同車の通行に支障のない幅員7メートルおよび高さ3.5メートルを有する水平な通路に接続する場所に設置し、作業の安全性および効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分配慮して設置すること。

(エ) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が7メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

カ 運搬車が公道上に駐車し持ち出し場所から収集する場合は以下の基準をすべて満たすこと。

(ア) 廃棄物の搬入、保管設備への投入および清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

(イ) 持ち出し場所は公道に面した敷地内に設置すること。

(ウ) 持ち出し場所は収集作業に支障が無いよう、ガードパイプや植栽等のない場所に設置すること。

(エ) 持ち出し場所は交差点付近等、運搬車が駐車できない場所に設置しないこと。

(2) 構造の基準

ア 廃棄物の飛散および臭気の流出を防ぐため、囲いおよび扉等を設けること。かつ、屋

- 外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさしおよび屋根等を設けること。
- イ 汚水または排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道または下水処理施設へ効率よく流入する構造とすること。
- ウ 換気および採光ができる構造とすること。なお、換気設備については、廃棄物保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。
- エ 運搬車が、横付けまたは内部へ進入できる構造とすること。
- オ 運搬車が横付けし収集する場合の出入口と通路の幅および高さは、つぎのとおりとする。
- (ア) 容器を保管設備とする場合は幅を 1.5 メートル以上、高さを 2.1 メートル以上とすること。
- (イ) 容器以外のものを保管設備とする場合は、幅を 2.0 メートル以上、高さを 2.1 メートル以上とすること。
- カ 運搬車が持ち出し場所から収集する場合出入口と通路の幅および高さは、つぎのとおりとする。
- (ア) 容器を保管設備とする場合は幅を 1.2 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。
- (イ) 容器以外のものを保管設備とする場合は、幅を 1.5 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。
- キ 運搬車が内部に進入する場合は、幅 3.5 メートル以上、高さ 3.5 メートル以上とすること。
- ク 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- ケ 持ち出し場所以外から収集する場合は、以下の基準を満たすこと。
- (ア) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- (イ) 保管庫内は収集作業が安全で効率的にできる構造とし、出入口と廃棄物の間に遮蔽物を設置しないこと。
- コ 廃棄物は各別に保管し、他の廃棄物の混入や汚水等の流入を防止するため壁および段差等により区分すること。
- (3) 付帯設備の基準
- ア 仕切りの設置、色彩または形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- イ 容器および廃棄物保管場所内部の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備および排水口等の排水設備を設置すること。
- ウ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫等を設置すること。
- エ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- オ 廃棄物保管場所に保管用として棚を設置する場合は、2段とし、高さは棚下 0.8 メートル以上、棚上 1 メートルまで、奥行きは 0.6 メートル程度とすること。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第 4 条 廃棄物保管設備に関する基準は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 容器の場合

(ア) 規則第 7 条第 1 項に規定する基準に適合すること。

(イ) 容量は、原則として 60 リットル以下とすること。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

(ア) 容量は、0.7 立方メートルとする。

(イ) 大きさは、つぎのとおりとする。

本体	横 幅	1,360 mm	±10 mm (誤差)
	奥行き	590 mm	±10 mm
	高 さ	890 mm	±10 mm
傾倒軸	長 さ	1,574 mm	±10 mm (誤差)
	高 さ	685 mm	±10 mm

(ウ) 材質は、FRPまたは、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(エ) 折りたたみ式のふたを付けること。

(オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪2個以上および栓付の排水口を取り付けること。

(カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ ダストカートの場合

(ア) 容量は、可燃用0.52立方メートル、不燃用0.3立方メートルとする。

(イ) 大きさは、つぎのとおりとする。

ダストカート大 (可燃用) (0.52 m <sup>3</sup> )	横 幅	1,280mm
	奥行き	760mm
	高 さ	993mm
	開口時高さ	1,470 mm
ダストカート小 (不燃用) (0.3 m <sup>3</sup> )	横 幅	1,018mm
	奥行き	590mm
	高 さ	943mm
	開口時高さ	1,256 mm

大きさのうち横幅、奥行きを設置の際の基準とする。

(ウ) 材質は、ポリエチレンまたは、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(エ) 折りたたみ式のふたを付けること。

(オ) 底部にストッパー付旋回車輪2個および栓付の排水口を取り付けること。

(カ) 車輪の直径は150ミリメートル以上とすること。

(2) 事業系廃棄物の場合

ア 容器の場合は、前号アの規定を準用する。

イ ダストカートの場合は、前号ウの規定を準用する。

ウ 車両搭載式コンテナの場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 運搬車に適合する仕様であること。

(ウ) 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

エ その他の設備の場合

(ア) 容量は、廃棄物の排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第5条 廃棄物保管設備の選定基準は、つぎのとおりとする。

(1) 原則として、別表第1のとおりとする。

イ 事業系廃棄物の場合



(ア) 廃棄物の排出量が1日に1,000 kg未満の場合は、第4条第2号に定める設備とすること。

(イ) 廃棄物の排出量が1日に1,000 キログラム以上の場合は、容器またはダストカート以外の設備とすること。

(2) 廃棄物保管場所等を設置する場合は、事前に区と十分協議すること。

(保管場所等の維持管理等の基準)

第6条 保管場所等の維持管理等の基準は、つぎのとおりとする。

(1) 建築物の所有者および管理者（以下「所有者等」という。）は、常に廃棄物保管場所等およびその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。

(2) 所有者等は、廃棄物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

(3) 所有者等は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備を設置するとともに、適正に管理すること。

(4) 容器包装プラスチックの保管に使用する容器は専用とし、廃棄物保管用容器と併用しないこと。

(廃棄物保管場所の面積算定基準)

第7条 廃棄物保管場所の面積算定基準は、つぎのとおりとする。

(2) 施設用途が住宅以外の部分

ア 廃棄物保管場所の面積算定

(ア) 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出基準は、原則として別表第2の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の了承を得たうえで、そのデータを用いて算定する。

(イ) 廃棄物の種別割合は、清掃事務所の了承を得たうえで、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、可燃3対不燃1とする。

(ウ) 容器数および廃棄物保管場所面積については、別表第5により算定するものとする。

(エ) 可燃ごみと不燃ごみの体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを190キログラムとする。

イ 廃棄物保管場所のうち事業系の資源は面積算定別表第6の基準により算定する。

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第8条 粗大ごみ集積所の設置基準は、つぎのとおりとする。

(1) 敷地内に、集積所の場所を示すペイント表示と「粗大ごみ集積所」と印字された表示板により区別されたスペースを設けること。（建築物構造でなくてもよい。）

(2) 粗大ごみの種類、排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であり、別表第7の基準によること。

(3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

(4) 通路など他の用途と共用でないこと。

(事業用建築物の設置基準)

第10条 条例第36条第11項で定める事業用建築物を建築する者は第1条から第8条までの基準を準用するほか、設置基準はつぎのとおりとする。

(1) 別表第5の2の収集間隔は可燃ごみ2日、不燃ごみは6日とする。ただし、可燃ごみの収集間隔は、その事業の営業時間によって加算し、その営業時間が24時間の場合は4日、10時間以上24時間未満に場合は3日とする。

(2) 当該建築物のうち、事業の用に供する部分は主たる用途で一括算定する。

# IV 清掃事務所管轄区域一覽表

清掃事務所管轄区域図



石神井清掃事務所	練馬清掃事務所
練馬区上石神井 3-34-25	練馬区豊玉上 2-22-15
03(3928)1353	03(3992)7141